

土地の所在

高松市西山崎町字川向上
581-1, 582-1, 583-1, 583-2
高松市川部町字池ノ坊
43-3, 43-4 および地先農道・水路

土地利用計画図

開発許可
年月日

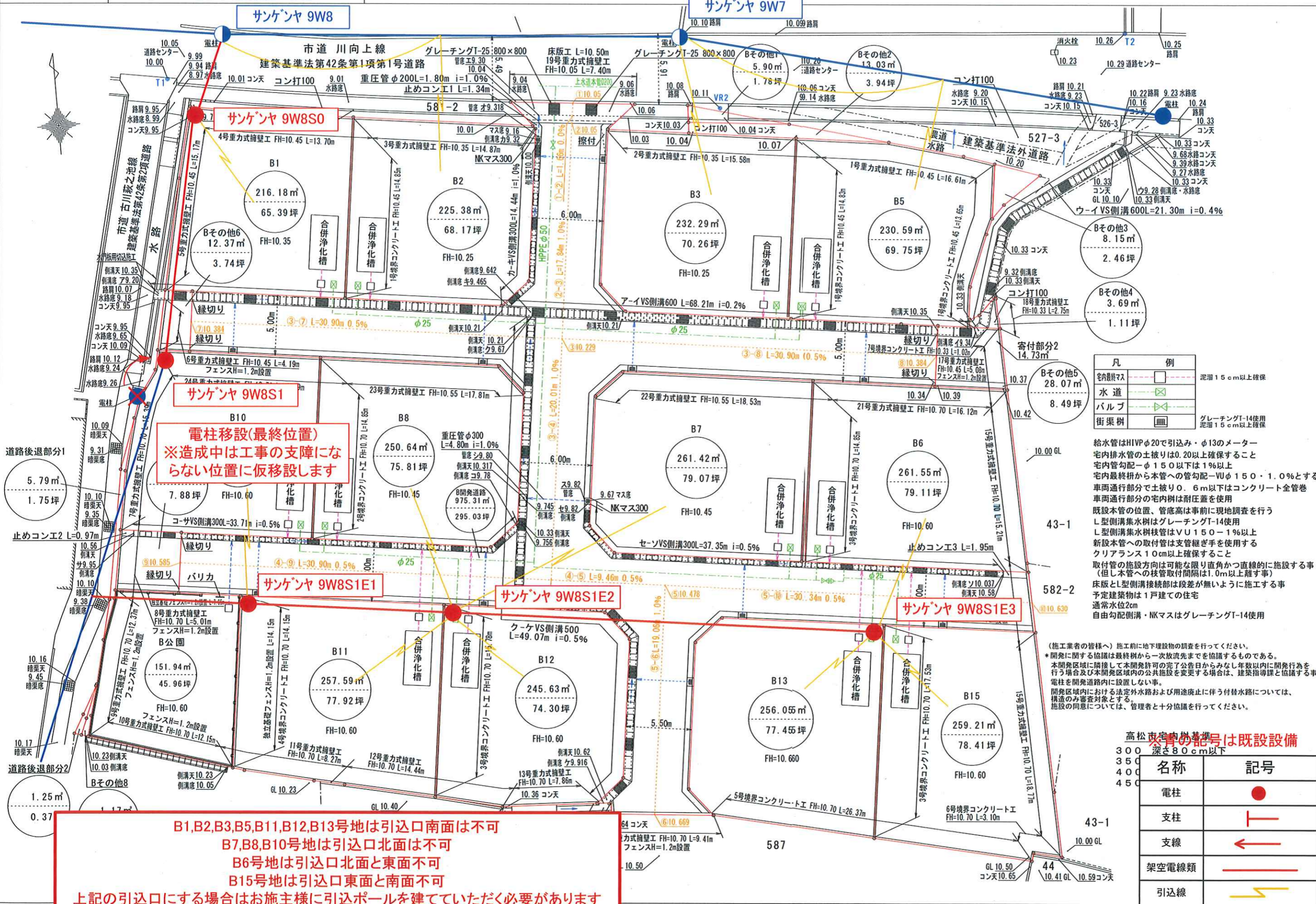
第 令和
年 月 日

申請者

代表取締役 増元 竜彦
(株)ロータリーハウス不動産

作成者
住所・氏名

行政書士 石井 正志
高松市春日町1643番地9



電柱移設(最終位置)
※造成中は工事の支障にならない位置に仮移設します

凡 例

宅内排水	○	泥濘 15 cm以上確保
水道	—	
バルブ	⊗	
街渠樹	■	グレーチングT-14使用 泥濘 15 cm以上確保

給水管はHIVPφ20で引込み・φ13のメーター
 宅内排水管の土被りは0.20以上確保すること
 宅内管勾配φ150以下は1%以上
 宅内最終軒から本管への管勾配φ150・1.0%とする
 車両通行部分で土被り0.6m以下はコンクリート全管巻
 車両通行部分の宅内樹は耐圧蓋を使用
 既設本管の位置、管底高は事前に現地調査を行う
 L型側溝集水樹はグレーチングT-14使用
 L型側溝集水樹枝管はVU150-1%以上
 新設本管への取付管は支管継ぎ手を使用する
 クリアランス10cm以上確保すること
 取付管の施設方向は可能な限り直角かつ直線的に施設する事
 (但し本管への枝管取付間隔は1.0m以上離す事)
 床版とL型側溝接続部は段差が無いように施工する事
 予定建築物は1戸建ての住宅
 通常水位2cm
 自由勾配側溝・NKマスはグレーチングT-14使用

(施工業者の皆様へ) 施工前に地下埋設物の調査を行ってください。
 *開発に関する協議は最終樹から一次放流先までを協議するものである。
 本開発区域に隣接して本開発許可の完了公告日からみなし年数以内に開発行為を行う場合及び本開発区域内の公共施設を変更する場合は、建築指導課と協議する事。
 電柱を開発道路内に設置しない事。
 開発区域内における法定外水路および用途廃止に伴う付替水路については、構造のみ審査対象とする。
 施設の同意については、管理者と十分協議を行ってください。

高松市管内基準
 300 深さ80cm以下
 350
 400
 450

名称 記号

電柱	●
支柱	┌
支線	←
架空電線類	—
引込線	⚡

B1,B2,B3,B5,B11,B12,B13号地は引込口南面は不可
B7,B8,B10号地は引込口北面は不可
B6号地は引込口北面と東面不可
B15号地は引込口東面と南面不可
上記の引込口にする場合はお施主様に引込ポールを建てていただく必要があります

縮 尺 300